

事務連絡  
平成31年1月8日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

(一社)全国建設業協会  
専務理事 伊藤 淳  
(公印省略)

「豪雪地帯における除雪業務発注機関に対する労働時間法令の周知徹底について」の情報提供

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立を受け、公共工事の発注機関が、同工事に従事する労働者の労働条件確保のため、建設業に適用される労働時間に関する法令について正しく理解した上で、適正な条件により発注することが重要であるとして、これまでも、建設工事関係者連絡会議等の場を活用して労働時間法令について周知してきたところであるが、今後本格化する除雪業務についても、その発注者に同様の対応が求められるとして、今般、別添のとおり、豪雪地帯における除雪業務を発注する機関への労働時間関係法令の周知について、関係道府県労働局長あてに通知されております。

関係労働局の発注機関への周知に当たっての説明資料は豪雪地帯のみならず、それ以外の都県においても参考となる資料ですので、広く情報提供させていただきます。

担当：労働部：長尾